

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十二年十月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 日時

平成二十二年十一月十八日（木）午後二時から午後四時まで

二 場所

福山市三吉町二丁目一番一号

広島県福山庁舎第一庁舎四階一四一会議室

三 事案

備後圏都市計画区域、因島都市計画区域、瀬戸田都市計画区域、上下都市計画区域、本郷都市計画区域、世羅甲山都市計画区域、並びに御調都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案について（素案の概要は別記のとおり）

四 公述の申出方法等

1 公述の申出方法

公聴会での公述を希望する者は、住所、氏名、電話番号並びに述べよとする意見の要旨及び理由を記載し、押印した書面を、広島県知事（郵便番号七三〇 八五一一 広島市中区基町一〇番五二号 広島県都市局都市政策課）へ提出すること。

2 公述の申出期間

平成二十二年十月二十日（水）から平成二十二年十一月二日（火）まで

（郵送の場合は、平成二十二年十一月二日（火）までの消印のあるものを有効とする。）

五 公述人の選定等

知事は、四一の書面を提出した者のうちから、公聴会において公述する者を選定し、選定の結果及び公聴会の開催要領等を通知する。

六 公聴会開催の中止等

公述の申出の期間内に公述の申出がない場合、公聴会を中止する。また、公述の申出が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮する。

七 素案の閲覧

1 閲覧期間

平成二十二年十月二十日（水）から平成二十二年十一月二日（火）まで

2 閲覧場所

(一) 備後圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案

広島県都市局都市政策課

広島県東部建設事務所

広島県東部建設事務所三原支所

三原市役所  
尾道市役所

福山市役所

府中市役所

(二) 因島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案

広島県都市局都市政策課

広島県東部建設事務所三原支所

尾道市役所

(三) 瀬戸田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案

広島県都市局都市政策課

広島県東部建設事務所三原支所

尾道市役所

(四) 上下都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案

広島県都市局都市政策課

広島県東部建設事務所

府中市役所

(五) 本郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案

広島県都市局都市政策課

広島県東部建設事務所三原支所

三原市役所

(六) 世羅甲山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案

広島県都市局都市政策課

広島県東部建設事務所三原支所

世羅町役場

(七) 御調都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案

広島県都市局都市政策課

広島県東部建設事務所三原支所

尾道市役所

### 3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

八 公聴会に関する問い合わせ先

広島市中区基町一〇番五二号

広島県都市局都市政策課（電話）（八二）五二三 四二二（ダイヤルイン）

（別記）

備後圏都市計画区域、因島都市計画区域、瀬戸田都市計画区域、上下都市計画区域、本郷都市計画区域、世羅甲山都市計画区域、並びに御調都市計画区域の整備、開発及び保全の方

## 針の素案の概要

- 一 平成三十二年を目標とする。
- 二 次に掲げる事項を定める。

### 1 都市計画の目標

- 2 都市計画法第七条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

- 3 2に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針